

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第60号)

令和4年6月20日

徳情個審答申第 60 号

令和 4 年 6 月 20 日

徳島市病院事業管理者 安井 夏生 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定に
基づく諮問について（答申）

令和 4 年 5 月 13 日付け徳市病発第 104 号の諮問書により徳島市病院事業管理者から諮問のありました電子計算機結合に係る個人情報保護評価（徳島県全域医療介護連携ネットワーク）の件について、次のとおり答申します。

結論

電子計算機結合に係る個人情報保護評価（徳島県全域医療介護連携ネットワーク）について、特段の問題は認められない。

また、本諮問に関連する当審査会の平成 30 年 9 月 7 日付け徳情個審答申第 25 号の結論における阿波あいネットに要望すべき事項については、引き続き、適切な対応がされるよう阿波あいネットに対し継続的に要望していくことを求める。

なお、当該要望すべき事項のうち、「1 人的リスクへの対応について」の「(1) 取扱者が、阿波あいネットの提供するネットワークを経由して情報の提供を受ける際に、その情報を必要とする理由を入力するための仕組みをシステム上に構築すること。」との部分については、本諮問に関して改めて審査したところ、当該仕組みをシステム上に構築することにより情報セキュリティ上のリスクが生じる可能性が認められる上に、当該リスクと当該仕組みの導入による人的リスクの軽減の効果を比較衡量した結果、リスクを上回る効果があるとは認められないことから、当該部分を要望すべき事項から除くこととする。

以 上

《参考1》

答申の決定に関与した委員

会 長	永本 能子
委 員	島内 保彦
委 員	本田 利広
委 員	真鍋 恵美子
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和4年5月13日	実施機関から諮問書を受理した。
令和4年5月24日 (4年度第3回審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、 概要説明及び質疑応答を行った。
令和4年6月20日 (4年度第4回審査会)	答申を決定した。